

魚沼地区障害福祉組合補助金等交付規則

平成18年4月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この規則の運用に当たっては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号)を準用する。この場合において、様式以外の本則中「市長」とあるのは「管理者」と、「総務課長」とあるのは「園長」と読み替え、様式中「魚沼市長」とあるのは「魚沼地区障害福祉組合管理者魚沼市長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。